

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年二月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」及び「戸籍の全部、個人又は一部の記録事項証明書」を「戸籍証明書」に改め、同表三の項の次に次のように加える。

<p>三の二 戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>一件につき 四百円</p>	<p>発行申請又は発行申請に係る戸籍電子証明書提供用識別符号の発行のとき。</p>
---	-----------------------------	------------------	---

に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書

の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証

明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第一の四の項中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」及び「除籍の全部、個人又は一部の記録事項証明書」を「除籍証明書」に改め、同表五の項の次に次のように加える。

<p>五の二 戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>一件につき 七百円</p>	<p>発行申請又は発行申請に係る除籍電子証明書の提供用識別符号の</p>
---	-----------------------------	------------------	--------------------------------------

法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄

発行のとき。

本若しくは抄本又は除籍
証明書の請求を行う場合
における当該発行を除
く。）

別表第一の六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の下に「又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表七の項中「基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧」の下に「又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「一件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの一件」に改める。

別表第一の三の一の項から五の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表六の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第三号中「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考

る法律」に改め、同表備考第六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考第八号から第十号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。ただし、別表第一の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。